平成２２年（フ）第４１１号
長崎県長崎市かき道１丁目11番20号　山下ハイツ201号
債務者　小川　敦史
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
熊本市月出６丁目４番８―503号
債務者　渡邉　由香
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３０号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目39番７号
債務者　松永美津夫
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４４号
群馬県高崎市八千代町１丁目12番１号　エスカイア八千代303号
債務者　井上　嘉之
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５６号
群馬県藤岡市本郷903番地１　県住Ｈ棟162号
債務者　田端　純江（旧姓湯井）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５７号
群馬県富岡市富岡207番地４
債務者　白石　典子（旧姓長瀬）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２６０号
群馬県高崎市剣崎町795番地
債務者　新井　一夫
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２０号
京都府福知山市字堀1732番地　グリーンヒル203号
債務者　松永　　梓（旧姓下阪）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
香川県高松市川島東町2139番地33
債務者　小西　　孝
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４３４号
岩手県二戸郡一戸町高善寺字蒼前久保15番地６
債務者　平野　孝造
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４５９号
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子523番地３
債務者　清水　杉男
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３９号
神奈川県厚木市金田339番地１　金田コーポフロンティア402、前住所神奈川県秦野市平沢1149番地の39
債務者　大田原友子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５０号
香川県東かがわ市白鳥2081番地４
債務者　坂本　州二
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３１７号
香川県高松市香西本町１番地143　ベルメール香西806号室
債務者　植松　幹夫
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４８号
長崎県諫早市本明町417番地、前住所長崎市柿泊町957番地１
債務者　平松　久栄（旧姓髙峯）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
長崎県諫早市真崎町797番地３　マサキハイツ202号、前住所長崎県諫早市真崎町1655番地
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
長崎県大村市玖島２丁目506番地２
債務者　酒井　正春
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係